

北 野 6 ・ 4 ・ 1 自 治 会

# 会 則

平成 19 年 4 月 15 日 改 正

## 第 1 章 総 則

(名称・事務所)

第 1 条 本会は、「北野 6・4・1 自治会」と称し、事務所を会長宅に置く。

(会 員)

第 2 条 本会の会員は、市営住宅北野団地に居住する者をもって組織する。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦と共同の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 会員の親睦に関する事。
- ② 共同の諸施設・設備の管理に関する事。
- ③ 環境・衛生並びに、美化に関する事。
- ④ 厚生・福祉に関する事。
- ⑤ 防火・防犯・交通安全、その他の災害防止に関する事。
- ⑥ 関係機関への必要な交渉および、協力に関する事。
- ⑦ その他、総会で必要と認めた事。

## 第 2 章 会 員

(入 会)

第 5 条 市営住宅北野団地に居住する者は、すべて本会に加入しなければならない。

## 第 3 章 機 構

(部 制)

第 6 条 本会は、第 3 条の目的を達成するために部を置き、次の業務を分掌する。

### 1. 総 務 部

- ① 本会運営の総括的事項
- ② 議事録・会議録等、庶務一切に関する事項
- ③ 他部との連絡並びに、広報活動に関する事項
- ④ その他、各部に属さない事項

## 2. 会 計 部

- ① 予算および、会計事務に関する事項
- ② 会費等の徴収に関する事項
- ③ その他、財務上必要な事項

## 3. 管 理 部

- ① 財産および、物品の管理運営に関する事項
- ② その他、備品管理上必要な事項

## 4. 福祉厚生部

- ① 共同募金・日赤募金等社会募金活動への協力調整に関する事項
- ② 老人、母子家庭児童並びに、身体障害者等の福祉の協力に関する事項
- ③ 福祉街創り推進に関する事項
- ④ その他、福祉厚生に必要な事項

## 5. 保健衛生部

- ① 保健衛生思想の普及に関する協力事項
- ② 環境美化、清掃の奨励に関する協力事項
- ③ 健康診断の実施に関する事項
- ④ その他、保健衛生に必要な事項

## 6. 防 災 部

- ① 火災予防の普及に関する協力事項
- ② 防災訓練等に関する協力事項
- ③ その他、防災に必要な事項

## 7. 防 犯 部

- ① 防犯思想の普及に関する協力事項
- ② 防犯パトロールの実施に関する協力事項
- ③ その他、防犯に必要な事項

## 8. 交通安全対策部

- ① 交通安全思想の普及に関する協力事項
- ② 交通安全施設の整備促進並びに、交通指導に関する協力事項
- ③ 公道の冬期除排雪に関する協力事項
- ④ 札幌市交通災害共済取りまとめに関する業務
- ⑤ その他、交通安全に必要な事項

#### 9. 青少年育成部

- ① 青少年健全育成に関する協力事項
- ② 成人式に関する協力事項
- ③ 子ども会の育成に関する協力事項
- ④ その他、青少年育成に必要な事項

#### 10. 女性部

- ① 女性の社会的地位向上に関する事項
- ② 老人および児童等の福祉事業への協力に関する事項
- ③ その他、女性活動に必要な事項

#### 11. 体育部

- ① 一般体育の奨励と指導に関する協力事項
- ② レクリエーション行事等の実施に関する協力事項
- ③ ラジオ体操の指導に関する事項
- ④ その他、体育促進に必要な事項

#### 12. 車両部

- ① 駐車施設の円滑な運営・秩序維持に関する事項
- ② 駐車施設における管理公社との協力事項

## 第 4 章 役 員

(役 員)

第 7 条 本会には、次の役員を置く。

会 長 1 名、 副会長 2 名、 会 計 1 名、 総務部長 1 名  
総務副部長 1 名、 車両部長 1 名、 車両副部長 1 名、 女性部長 1 名  
女性副部長 1 名、 棟幹事 11 名、

(役員選任)

第 8 条 本会役員選任は、次の様に行う。

- ① 各棟毎に同一の階段を共用する会員で班を構成し、班員は班を代表する代議員（役員候補者）1 名を選出する。但し、会員となってから一年以上の者で、班長との兼任はできない。
- ② 役員選出は、代議員全員の中から立候補制で会長選出より行い、順次下位の選出に移る。但し、会員の中からの立候補も受け付けるものとする。

- ③ 立候補者不在または、多数の場合は、役員会提案による抽選で行うものとする。
- ④ やむを得ず、役員選出当日欠席する場合は、役員会一任の委任状を提出するものとする。
- ⑤ 過去に役員として選出され、その任に就いた者は辞退できる。なお、身障・病弱・老衰等により選任されても、その業務の遂行が無理と衆目の一致する場合は、班長・棟幹事を通して会長に届け出て免除できることとする。
- ⑥ 棟幹事は、各棟の代議員の中から選出する。
- ⑦ 会長・副会長・会計・総務部長・総務副部長は1棟当たり1名とし、同一棟で、この役職が重複しないように役員会で取り計らうものとする。

2. 第8条によって選出された役員は、総会において承認を受けるものとする。

(車両部・女性部の役員)

第9条 車両部幹事並びに、車両部長・車両副部長の選任は、次の様に行う。

- ① 各棟毎に、駐車場利用会員名簿の中から順次車両部幹事10名を選出する。但し、11号棟の名簿は、10号棟に含むものとする。
- ② 車両部長・車両副部長の選出は、車両部幹事の中から立候補制で進めるが、立候補者不在の場合または、多数の場合は、抽選で行うものとする。
- ③ 車両部幹事の選出者で、他の役員になった場合は、自治会役員の方を優先させる。車両部幹事不在となった棟においては、次年度の選出者が着任するものとする。

2. 女性部幹事並びに、女性部長・女性副部長の選任は、次の様に行う。

- ① 女性部幹事の選出は父子家庭または、男性単身者家庭を除く各棟毎の代議員の中から11名を選出する。
- ② 女性部長・女性副部長の選出は、女性部幹事の中から立候補制で進めるが、立候補者不在の場合または、多数の場合は抽選で行う。
- ③ 10棟・11棟における女性部幹事は、両棟で2名を選出する。

3. 第9条によって選出された役員は、総会において承認を受けるものとする。

(役員職務)

第10条 本会の役員は、次の職務を行う。

- ① 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- ③ 会計は、会則第6条第2項の職務を遂行する。
- ④ 総務部長は、会則第6条第1項の職務を遂行する。

- ⑤ 総務副部長は、総務部長を補佐し総務部長に事故ある時は、その職務を代行する。
- ⑥ 車両部長・車両副部長は、車両部を総括し、会則第 6 条第 12 項の職務を遂行する。
- ⑦ 女性部長・女性副部長は、女性部を総括し、会則第 6 条第 10 項の職務を遂行する。
- ⑧ 棟幹事は、棟を総括して所要事項の処理および、指導の任に当たると共に、会則第 6 条第 3 項・第 4 項・第 6 項の各部長・副部長、第 5 項・第 7 項・第 8 項・第 9 項・第 11 項の各部長を兼務し、各項の職務を遂行する。

(役員任期)

第 11 条 この役員任期は、1 年とする。

- ① 但し、留任は妨げない。

(役員欠員)

第 12 条 役員に欠員が生じた時は、次の様に選任する。

- ① 会長・副会長・総務部長・会計に欠員が生じた場合は、役員会で検討して、後任を決めることとする。
- ② 上記の①号で規定する役員以外に欠員が生じた場合は、当年度役員にならなかった各班の代議員（役員候補者）の中から選出するが、立候補者不在または、多数の場合は抽選で選出し役員会で承認することとする。

2. 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 途中退任並びに途中着任者の役員手当ては、月割りで処理し、月半ばで退任あるいは、着任した場合は、次の様に定める。

- ① 15 日以前に退任した場合は、前月分までを支給し、16 日以降に退任した場合は、当月分までを支給する。15 日以前に着任した場合は、その月から支給し、16 日以降に着任した場合は、翌月から支給する。

## 第 5 章 監 査 委 員

(監査委員)

第 13 条 本会の事業および、会計を監査するために、監査委員 2 名を置く。

- ① 監査委員は、会員の中から適任者を選び役員会で検討して会長が委嘱し、総会で承認を得るものとする。
- ② 任期中に欠員が生じた場合も、①号と同様の方法で委嘱し、着任させるも

のとする。

- ③ 業務並びに会計監査は、上期と下期の2回、会長・副会長・総務部長立会の下に行うこととする。
- ④ 監査委員は、当自治会役員の任期を終えてから2年以内は、監査委員の任に就くことはできない。

(監査委員の任期)

第14条 監査委員は総会で承認し、任期は第11条に準ずる。

## 第6章 相談役

(相談役)

第15条 本会の事業運営を補佐するための相談役を2名置く。

- ① 相談役には、前任の会長・副会長が着任する。
- ② 任期中に欠員が生じた時には、前任の役員の中から立候補制で選出し、立候補者不在または、多数の場合は、役員会提案による抽選で選出する。

(相談役の任期)

第16条 相談役は、総会で承認し、任期は第11条に準ずる。

## 第7章 班長

(班長の選出と任務)

第17条 班長の選出は、次の様に行う

- ① 同一の階段を共用する会員で班を構成し、その会員の互選により班長1名を選出する。但し、班長は、会員になってから一年以上の者とする。
2. 班長の任務は、次の通りとする。
- ① 班長は、常に棟幹事と連絡を密にし、会議による決定事項、その他の連絡事項を班内に速やかに周知させなければならない。
  - ② 班長は、この会の行う諸行事に協力しなければならない。
  - ③ 班長は、班内の身近な問題等の集約に努めなければならない。
  - ④ 班長は、新入居者に対し本会運営についての説明をしなければならない。
  - ⑤ 班長は、班内の会費の徴収を毎月26日までに行い、27日までに棟幹事に納入しなければならない。但し、徴収・納入期限については、変更もあり得る。

(班長の任期)

第 18 条 班長の任期は、1 年とする。

## 第 8 章 備品の管理

(備品の管理と貸し出し)

第 19 条 備品の管理は、一括して管理部で行うものとする。

- ① 新役員との引継の時には、台帳と現物との照合を行うものとする。
- ② 会員への備品の貸し出しは、管理部が窓口となって行うものとする。
- ③ 管理部で掌握している消耗品・備品に関しては、消耗品台帳・備品台帳を整備するものとする。
- ④ 借用人の責による紛失または、破損した場合には、借用人が弁償することとする。

## 第 9 章 会 議

(総 会)

第 20 条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。

2. 総会は、この会の最高決議機関であって、全会員をもって構成し、定員の半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
3. 毎年 4 月中に定期総会を開き、次の事項を審議し、出席者の過半数をもって決議する。
  - ① 事業報告・決算報告並びに、承認
  - ② 事業計画・予算・役員承認、その他の重要事項
4. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとする。
  - ① 会員の現在数および出席者数（委任状を含む）、その他の必要事項
  - ② 審議事項および議決事項、その他の重要事項
5. 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人（2 名）が署名押印しなければならない。
6. 臨時総会は、会員の半数以上の要求があった時または、役員会で必要と認められた時に開くものとする。



(役員会)

第21条 役員会は、会長・副会長・会計・総務部長・総務副部長・車両部長・車両副部長・女性部長・女性副部長・棟幹事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- ① 総会の開催および、提出議案に関する事。
- ② 棟幹事の役職分掌に関する事。
- ③ 会員からの提出議案に関する事。
- ④ 緊急を要する事項の処理に関する事。
- ⑤ 車両部・女性部の規約の改廃に関する事。
- ⑥ その他、当自治会の事業運営に関する事。

## 第 10 章 会 計

(収入)

第22条 本会の運営に必要な経費は、次の各号による。

- ① 会費は、1ヶ月 1世帯 800円とする。
- ② 臨時会費
- ③ 雑収入

(支出)

第23条 本会の支出は、すべて会長の承認を得て行う。

2. 義務的経費を除き、予算外に債務を管理するときは役員会に諮るものとする。

(収支報告)

第24条 会計は、半期毎に会計監査を受け、収支の状況を役員会に報告し承認を得るものとする。役員は残高の確認をしなければならない。

2. 毎月の会費収入は、必要の有無にかかわらず、必ず通帳に記帳しなければならない。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2. 次期会計並びに各役員との引継の時には、会長・副会長・総務部長立会い下で行うものとする。

(会費未納者)

第 26 条 第 22 条に規定する会費が、3 ヶ月以上未納となった者がある時は、役員会に付議するものとする。

## 第 11 章 付 則

(会則の改廃)

第 27 条 本会の会則の改廃は、役員の過半数の発議により、会長が総会に諮り、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

2. 本会は、その目的達成のため細則を設けることができる。

(解 散)

第 28 条 本会の解散は、前条に準ずる。

2. 本会が解散した時は、会長が清算人となる。

(各年度における役員等の任期)

第 29 条 本会の発足する当年度より、各年度における役員・監査委員等の任期は、総会から総会までとする。

(施行期日)

第 30 条 この会則は、平成 6 年 3 月より施行する。

平成 13 年 4 月 15 日 一部改正

平成 19 年 4 月 15 日 改 正

## 北野6・4・1自治会細則（準則）

### （目 的）

第1条 この細則は、北野6・4・1自治会会則第27条2項の規定に基づき定める。

### （総会の招集）

第2条 この会則第20条に規定する総会は、次に定める手続きにより召集するものとする。

- ① 総会に付議する事項、開催日時および、開催場所を示し、召集の7日前までに書面をもって通知しなければならない。
- ② 総会の議長および議事録署名人は、役員および、監査委員を除く会員の中から選任しなければならない。

### （総会の表決等）

第3条 総会の表決権は、会員1名（1世帯あたり）について1票とする。

2. やむを得ない理由により出席できない場合は、会長に対し代理人を通じて総会参加の委任状を提出することができる。

- ① 委任を受けることのできる人数は、1人につき1名とする。
- ② 役員および監査委員は、会員から代理人として委任を受けることができない。

### （途中入退去者の会費）

第4条 途中入退去者の会費は、次の通り定める。

- ① その月の15日以前の入居者および、その月の16日以降の退去者にあつては、会費月額的全額とする。
- ② その月の16日以降の入居者および、その月の15日以前の退去者にあつては、会費月額の半額とする。

### （共用排水管の清掃）

第5条 共用排水管は、住棟内から公共汚水枡までの間を自治会で清掃する。但し、各戸から共用排水管までの間の清掃は、各会員の負担において行う。

- ① 共用排水管の清掃は、おおむね2年毎に行う。
- ② 共用排水管清掃費用は、自治会で負担する。

### （共用玄関戸破損ガラス修理）

第6条 共用玄関戸のガラスが破損した時は、破損させた者・あるいは、その保護者

が修理代金を支払うものとする。なお、原因不明の破損等については、管理  
公社による現地視察によって決定される。

(弔慰金)

第7条 会員世帯の葬祭については、次の区分により弔慰金を贈る。

- ① 世帯主 10,000円 同居親族 7,000円

(葬祭への協力)

第8条 会員から葬儀について協力要請があった場合、その会員の属する班長は、そ  
の班の属する棟の棟幹事と協力して対処するものとする。

- ① 葬儀委員長選任の要請があった時は、会長がその任に当たる。会長に支障  
がある場合は役員の推薦により、葬儀委員長（業者を含む）を選任するこ  
とができる。

(団地内清掃)

第9条 団地内の清掃については、春・秋の各1回、会員全員の参加による大掃除を  
実施する。

- ① 大掃除の時期は、おおむね5月と10月とする。  
② 大掃除に参加できない会員は、必ず班長に届け出るものとする。  
③ 届け出ることなく欠席した場合は、課徴金を納入することとする。  
④ 大掃除を実施する5月と10月を除く、毎月の第1週の日曜日を『清掃の  
日』と定め、役員および班長の指示に従い、協力して団地内の清掃を行う  
こととする。

(除排雪作業)

第10条 冬期における除排雪作業は、会員相互の協力により行うこととする。

- ① 通路の除雪は、各班で相談して当番を決め、各班の玄関から隣の玄関まで  
を、出勤時刻（6時40分頃）までには終えることとする。なお、棟と棟の  
間の中道については、棟幹事の指示に従うこととする。  
② 年明けに行われている全会員による除排雪作業の場合は、各班で玄関庇、  
自転車小屋の屋根の雪降ろしを行い、通路の雪と共に駐車場等にかき出す  
こととする。  
③ ②号における作業に出席できない場合には、班長に届け出ることとする。  
なお、届け出ることなく欠席した時には、課徴金を納入することとする。

(車両部の内規)

第11条 会員で自家用車または、これに準ずる自動車（以下『車両』と言う）を所有  
する者は、車両部に加入することとする。

- ① 車両部は、団地内駐車場運営その他について、内規等を定めることができる。但し、改廃を含めて会則第 21 条に規定する役員会の承認を得ることとする。

(女性部の内規)

第 12 条 女性部は、部の運営その他について内規を定めることができる。但し、改廃を含めて会則第 21 条に規定する役員会の承認を得ることとする。

(役員の手当て)

第 13 条 本会の運営に当たり、役員手当ておよび監査委員・相談役の手当てとして、年額下記の通り支給する。

①

会長	60,000 円
総務部長・会計	24,000 円
副会長・車両部長・女性部長	12,000 円
総務副部長・車両副部長・女性副部長・棟幹事	6,000 円
監査委員・相談役	3,600 円
総 額	254,400 円

(助成金)

第 14 条 本会々則第 3 条の目的達成の一環として、各部への助成金は、以下の様に定める。

- ① 女性部・緑寿会・子ども会 …………… 各 50,000 円

(会則の改廃)

第 15 条 本細則の改廃は、本会々則に準じて行う。

## 付 則

この細則は、平成 6 年 3 月 1 日より施行する。

平成 13 年 4 月 15 日 一部改正

平成 19 年 4 月 15 日 改 正

## 北野 6・4・1 自治会女性部内規

(名 称)

第 1 条 本会は、北野 6・4・1 自治会女性部（以下『女性部』と言う）と称する。

(規 約)

第 2 条 この規約は、北野 6・4・1 自治会々則に基づき女性部運営に必要な事項を定める。

(目 的)

第 3 条 女性の社会的地位の向上・福祉事業への協力を図る。

① 女性部に必要な活動の推進を図る。

(構 成)

第 4 条 女性部は、北野 6・4・1 自治会々員（父子家庭または、男性単身家庭を除く）で構成する。

(役 員)

第 5 条 女性部に、次の役員を置く。

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| ① 部 長 | 1 名                        |
| ② 副部長 | 1 名                        |
| ③ 会 計 | 1 名                        |
| ④ 幹 事 | 11 名（10 棟・11 棟は両棟で 2 名とする） |

(役員の仕事)

第 6 条 役員の仕事は、次の通りとする。

- ① 部長は、部を代表し部を総括する。
- ② 副部長は、部長を補佐し部長に事故ある時は、その職務を代行する。
- ③ 会計は、部の運営に必要な収支を行い、これを記録する。
- ④ 幹事は、各々の棟を担当する。

(任 期)

第 7 条 女性部役員の仕事は、北野 6・4・1 自治会々則第 11 条に準ずる。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、北野 6・4・1 自治会々則第 9 条第 2 項に準ずる。

(会 議)

第 9 条 女性部の会議は、必要に応じて部長が招集し、議長は部長が当たるものとする。

(会 計)

第 10 条 会計は、女性部の運営に必要な経理を担当する。

- ① 北野 6・4・1 自治会からの助成金
- ② 資源回収収益金（但し、女性部・緑寿会・子共会で 3 等分する）
- ③ 雑収入

2. 女性部の支出は、すべて部長の承認を得て行う。

3. 女性部の収支は、北野 6・4・1 自治会々則第 21 条に規定する役員会に報告し、総会の承認を得ることとする。

(事業年度)

第 11 条 女性部の事業年度は、北野 6・4・1 自治会々則第 25 条に準ずることとする。

(規約の改廃)

第 12 条 女性部内規の改廃は、部会において行い、北野 6・4・1 自治会々則第 21 条に規定する役員会の承認を得なければならない。

## 付 則

女性部内規は、平成 6 年 3 月 1 日より施行する。

平成 19 年 4 月 15 日 改正